

公立病院改革プランの概要

団体名	滋賀県近江八幡市						
プランの名称	近江八幡市立総合医療センター公立病院改革プラン						
策定期日	平成 21年 3月 30日						
対象期間	平成 21年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病院名	近江八幡市立総合医療センター					
	所在地	滋賀県近江八幡市土田町1379番地					
	病床数	407床(一般病床403、感染病床4床)					
	診療科目	内科、循環器科、消化器科、神経内科、外科、整形外科、心臓血管外科、小児科、小児外科、産婦人科、皮膚科、眼科、脳神経外科、麻酔科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)	<p>地域の中核病院として期待されている入院治療を重視してきた。特に平成16年度からは病診連携と救急医療を推進し、入院機能に特化した急性期病院への方針をとった。このようななかで、救命救急センターや地域周産期母子医療センターとしての役割を担い、また災害拠点病院や臨床研修病院の指定を受けている。現在は開業医との機能分担をより明確にし、限られた医療資源の効率化をめざすため、地域医療支援病院の認可を受ける準備中である。</p> <p>東近江医療圏内の地域医療の最後の砦としてなくてはならない位置にある。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)	<p>病院事業に係る一般会計繰出金については、地方公営企業法第17条の2及び3に従い、収入をもって充てることができないと認められる相当額の経費負担を行います。その他では、昨今の医師不足、確保が難しい状況から総務省通知準拠以外の繰出しとして「医師確保・定着対策」の経費負担を一時的に措置として行います。また、平成18年度開院後からの厳しい病院運営状況のため、総務省通知準拠以外の繰出しとして、不良債務の発生しない範囲内において企業努力により補うことができないと認められる相当額に対して、緊急且つ一時的な措置を行います。</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	87.4	88.5	92.6	94.4	96	
	職員給与費比率	52.4	51.3	50.6	50.1	50.3	
	病床利用率	82.1	74.4	76.9	78.6	81.1	
	稼動病床目標(床)	334	300	310	320	330	
	入院1日当たり単価	44729	49000	49000	49000	49000	
	地域医療支援加算(千円)			40000	80000	80000	
	DPC導入(出来高差:千円)			50000	50000	50000	
	外来1日当たり単価	12250	13000	13000	13000	13000	
	上記目標数値設定の考え方	<p>PFI事業解約に伴う直接委託による委託料削減、及び支払利息削減 地域手当の削減 地域医療連携促進による入院患者増と地域医療支援病院加算の増益 DPC導入による収益増、ジェネリック薬品の採用増 外来1日当たり単価のキープ (経常黒字化の目標年度:27年度)</p>					

						団体名 (病院名)	滋賀県近江八幡市 近江八幡市立総合医療センター
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
数値目標達成に 向けての具 体的な取組 及び実施時 期	開放病床利用率			20%以上		→	
	紹介率		60%以上	65%以上		→	
	逆紹介率		30%以上	40%以上		→	
	二次医療圏内救急受入率			60%以上		→	
経営効率化に 係る計画	民間的経営手法の導入	SPCへの一括委託から、給食業務、消毒滅菌業務、清掃・警備、診療報酬請求業務等を (直接)民間委託化(H21年度)					
	事業規模・形態の見直し	地方公営企業法全部適用(H16年度済) PFIに関する経営手法を見直し(H21年度)					
	経費削減・抑制対策	・PFI見直しによる利子分の削減、及び業者委託料の減額(H21年度～)					
	収入増加・確保対策	・地域医療支援病院の認可をうける。(H21年度)紹介患者、逆紹介患者数UP、開放病床整備、高度医療機器の共同利用などを進めながら開業医との連携を密にしていく。 ・DPC導入を進め(H21年度～)医療の質的向上と経費削減に役立てる。 ・未収金対策の実施(クレジットカード支払、保証人への請求、催促電話等) ・健診者の増員と患者の掘り起こしを行う。(H21年度～)					
	その他	・看護師確保対策PT会議を設置し(H20年度)年間を通じた確保を図るとともに、職場環境の改善を図る。 ・院内保育所の充実。 ・病棟クラークを設計医師、看護師の業務軽減を図る。(H20年度) ・近隣公立病院間の病・連携に関する協議を設ける。(H20年度～21年度) ・病院の実情や方針を地域住民により積極的に発信する。(H21年度～) ・事務職の人事異動が経営に支障を来たさないようにする。 ・事務職のエキスパートを育てる。 ・クリニカルパスの整備、拡大 ・良好な組織風土の醸成(各種研修会の開催) ・診療を通じた患者とのコミュニケーションの充実。					
	各年度の收支計画	別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	75.30%	18年度	72.40%	19年度	82.1%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・医師確保、看護師確保を図る中で、病床利用率を向上も重要であるが、医療の質を上げるなかで「入院一日当り収益」を上げていく。					

		団体名 (病院名)	滋賀県近江八幡市 近江八幡市立総合医療センター
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	近江八幡市立総合医療センター 国立病院機構滋賀病院 東近江市立蒲生病院 東近江市立能登川病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域における医療機関の機能分化と連携は、県が設置する協議の場において保健所と地域医師会が中心となり、それぞれの医療機関が担う役割等について、地域医師会等医療関係団体および病院等の医療機関、市町の介護保険担当課等と調整を行い、関係者の協力を得て	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 結論取りまとめ H21年7月頃	<内容> 現在、東近江医療圏域内の病院等が集まり再編・ネットワークに関する協議が始まったところである。 「東近江医療圏域内における公的病院検討会議」 当会議の提言を尊重し、県との調整を図る中で進めていく。
経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 現状どおり	<内容>	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	第3者機関として外部の関係者をもって設置する。 医師会、薬剤師会、県、社会福祉協議会等の代表者をあてる。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年10月頃に点検・評価会議をする	
	その他特記事項		

1. 収支計画（収益の収支）

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 医業収益 a	7,548	8,429	8,542	8,651	8,877	9,061
	(1) 料金収入	7,221	8,041	7,918	8,035	8,253	8,434
	(2) その他の	327	388	624	616	624	627
	うち他会計負担金	150	150	379	325	325	325
	2. 医業外収益	836	928	977	487	498	520
	(1) 他会計負担金・補助金	650	700	814	348	362	388
	(2) 国(県)補助金	25	45	45	47	45	41
入	(3) その他の	161	183	118	92	91	91
	経常収益(A)	8,384	9,357	9,519	9,138	9,375	9,581
支	1. 医業費用 b	7,780	9,521	9,889	9,420	9,499	9,560
	(1) 職員給与費 c	4,041	4,420	4,385	4,379	4,451	4,560
	(2) 材料費	2,149	2,120	2,326	2,120	2,147	2,173
	(3) 経費	1,348	1,878	2,119	1,870	1,870	1,816
	(4) 減価償却費	214	1,084	1,033	1,018	998	978
	(5) その他の	28	19	26	33	33	33
	2. 医業外費用	742	1,180	865	445	434	418
	(1) 支払利息	465	800	726	304	293	280
出	(2) その他の	277	380	139	141	141	138
	経常費用(B)	8,522	10,701	10,754	9,865	9,933	9,978
	経常損益(A) - (B) (C)	138	1,344	1,235	727	558	397
特別損益	1. 特別利益(D)			2,420			
	2. 特別損失(E)	169	1,412	2,086			
	特別損益(D) - (E) (F)	169	1,412	334	0	0	0
	純損益(C) + (F)	307	2,756	901	727	558	397
	累積欠損金(G)	286	3,043	3,982	4,782	5,412	5,881
不良債務	流動資産(ア)	1,836	1,832	1,903	1,924	1,967	2,002
	流動負債(イ)	724	761	1,901	1,721	1,776	1,623
	うち一時借入金			1,045	940	985	822
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(I)						
	差引不 ^良 債務 ^務 (オ) {(ア)-(イ)}-{(ア)-(ウ)}	1,112	1,071	2	203	191	379
	単年度資金不足額()	897	41	1,069	201	12	188
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.4	87.4	88.5	92.6	94.4	96.0
	不良債務比率 $\frac{(I)}{(G)} \times 100$	14.7	12.7	0.0	2.3	2.2	4.2
	医業収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.0	88.5	86.4	91.8	93.5	94.8
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(A)} \times 100$	53.5	52.4	51.3	50.6	50.1	50.3
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(G)} \times 100$	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	0	0	0	0	0	0
	病床利用 rate	73.2	82.1	74.4	76.9	78.6	81.1

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

'N年度 単年度資金不足額' = ('N年度の不良債務額') - ('N - 1年度の不良債務額')

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円' = ('22年度不良債務額 20百万円' - '21年度不良債務額10百万円')

団体名 (病院名)	滋賀県近江八幡市 近江八幡市立総合医療センター
--------------	----------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 企 業 債	3,491	559	11,758	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金				423	527	458
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国(県)補助金	523					
	7. そ の 他	2	322	717	211	0	0
入	収 入 計 (a)	4,016	881	12,475	634	527	458
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	4,016	881	12,475	634	527	458
支	1. 建 設 改 良 費	4,595	9	12,243	20	20	30
出	2. 企 業 債 償 還 金	231	1,519	877	827	1,019	870
	3. 他会計長期借入金返還金			850			
	4. そ の 他	36	0	23	23	23	23
	支 出 計 (B)	4,862	1,528	13,993	870	1,062	923
差	引 不 足 額 (B) - (A) (C)	846	647	1,518	236	535	465
補	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	69				196	465
てん	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		647	2			
財	3. 繰 越 工 事 資 金						
源	4. そ の 他	777	0	1,516	236	339	0
	計 (D)	846	647	1,518	236	535	465
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	()	()	(200,000) 850,000	(277,000) 1,193,000	(299,000) 672,730	(331,000) 687,456
資 本 的 収 支	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	(200,000) 850,000	(277,000) 1,193,000	(299,000) 1,096,026	(331,000) 1,214,185

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。